

〔資料〕 教育委員会制度改悪に

歯止めをかける上で

役立つ答弁集

二〇一四年一八六回国会で安倍政権による「教委育委員会制度改革」（地方教育行政の組織と運営に関する法律の改正）について四月一五日～六月一二日までの国会の論戦をとおして、歯止めとなる答弁をまとめました。

編集部

〔首長が勝手に「大綱」を定める問題〕

○調整がつかない事項を首長が大綱に記載した場合それは「意味のない」大綱となる。

「教育委員会と調整がつかない事項を首長が大綱に記載した場合、権限を持つ教育委員会が執行しない事項を記載することとなり、そのような記載は意味がな

いものであるため、こうしたことのないよう、十分な協議、調整が必要と考えます」

（四月一五日、衆・本会議、公明・稲津久議員への下村文科大臣の答弁）

以下は共産・宮本岳志議員、同・田村智子議員への質問に対する答弁。

○教育長も教育委員も、調整していない事項に意を用いなくともよい

「教育委員会の職務権限にかかわる事項につきましては、教育委員会がここに載せるといふ意思を持って

いる場合には載せることができるという考え方でございます。そのようなものにつきましては当然に教育委員及び教育長は意を用いるべきであるということになりますけれども、そうでないことにつきましては、この条文上、意を用いる対象として考えているわけではございません」(四月一八日、衆・文部科学委員会、前川文科省初等中等局長)

○教育委員会の職務権限はすべて、首長が勝手に大綱に書くことは適切でない

「大綱は首長が策定するものとしておるわけでございますが、策定の際には、教育行政に混乱が生じないようにするために、首長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすということが肝要でございます。仮に、教育委員会の権限に属する事項であつて、それを教育委員会の同意がないまま大綱に記載するということは、これは起り得ないとまでは言えないわけでございますけれども、一般的に望ましいとは言えないと考えております」(六月一二日、参・文部科学委員会、前川局長)

○教科書、人事など協議すべきでないものの例示

「教育の政治的中立性を確保するという観点から、教育の政治的中立性の問題が生じ得る事項といたしまして教科書の採択でありますとか個別の教職員人事というものを挙げたわけでございますけれども、これは一つの例示でございます。・中略・そのほかに考えられるものとしたしましては、例えば、首長が自ら属する党派の主義主張に偏した教材を学校で使用すること、あるいは首長が自ら属する党派の主義主張に偏した教育の実施を求めるといふようなことにつきまして、総合教育会議において協議すべき事項ではないと考えております。(六月一二日、参・本会議、前川局長)

「新教育長への歯止めについて」

○新教育長へのテエック機能の強化が必要

「新教育長の権限が現在よりも大きくなることに伴い、これに対する適正なテエック機能の強化を図ることが必要」(四月一五日、衆・本会議、下村文科大臣)

○教育長は教育委員会の意思決定に反する事務執行を行えない

「新教育長は、教育委員会の構成員でもあって、合議体の意思決定に基づき事務を執行する立場にあり、合議体の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものと考えられます」（四月一五日、衆・本会議、下村文科大臣）

○教育長は教育委員会からの勧告に従う義務がある

「教育長の事務の管理及び執行について、教育委員会において審議し、合議体として意思決定を行った場合には、教育長は当該意思決定に従う必要があると考えます」（六月三日、参・文教科学委員会、下村文科大臣）

「『大綱』と国の方針との関係について」

○国の方針通りに「大綱」を定める必要はない

「参酌とは、参考にするという意味であり、また、教育の課題は地域によってさまざまであることを踏ま

え、地域の実情に応じ策定することとしており、必ずしも国の方針どおりに大綱を定めなければならないということではありません」（四月一五日、衆・本会議、下村文科大臣）

○独自性の高い地方の計画を問題にすることもしない

「国の方針通りに大綱を定めなければならないというものではないので、独自性が高いという理由だけで国から指導等を行うことは想定しておりません」（六月三日、参・文教科学委員会、前川局長）

「『教育委員会制度の理念について」

○教育委員会制度発足の「三つの原点」は、「変わらない」

共産・宮本岳志議員：今日では、先ほどの三つの眼目、つまり、教育の地方分権、一般行政からの独立、レーマンコントロール、これはもう既に投げ捨てられたということになるんですか。

前川局長：旧教育委員会法の提案理由説明に挙げられた三つの根本方針でございますが、まず、原則として各地方公共団体が地方教育行政を行うという教育行政の地方分権の考え方、これにつきましては、地教行法ができた際に任命承認制などが導入されたわけでございますが、現在ではそれが廃止されているということでございます。

この地方分権の考え方は、現行制度あるいは改正案においても基本的には変わらないと考えております。

また、教育委員会の首長からの独立性でございますが、教育委員会法の当時は予算編成や執行の権限を教育委員会が持っているということでしたが、地教行法におきましては、予算編成、執行等の権限につきましては、これは首長に移っているということでございますが、現行制度、改正案においても、この首長からの独立性ということにつきましては基本的には変わらないと考えております。

また、教育委員会が住民の意思の公正な反映を行うということでございますが、これにつきましては、教育委員会法当時、これは公選制でございまして、地教行法におきましては、これは任命制でございまして、改

正案につきましてもこの任命制の考え方が維持されるわけでございますが、この住民の意思の反映という理念につきましても、基本的には、現行制度あるいは改正案におきましても変わらないと考えております。

宮本岳志議員：基本的にはこの三大原則は変わらないという答弁だったと思うんです。今日でも守るべきものであるということが確認されたと思います」（四月一六日、衆・文部科学委員会）

